

上野原市財務規則及び上野原市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

上野原市長

上野原市規則第11号

上野原市財務規則及び上野原市建設工事執行規則の一部を改正する規則

(上野原市財務規則の一部改正)

第1条 上野原市財務規則(平成17年上野原市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第172条第3項中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

(上野原市建設工事執行規則の一部改正)

第2条 上野原市建設工事執行規則(平成17年上野原市規則第106号)の一部を次のように改正する。

第48条第3項中「支払い」を「支払」に、「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の上野原市財務規則第172条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約に係る違約金等について適用し、同日前に締結された契約に係る違約金等の徴収については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の上野原市建設工事執行規則第48条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される工事の請負契約

に係る前払金の返還について適用し、同日前に締結された工事の請負契約に係る前払金の返還については、なお従前の例による。